

市第76号議案

横浜市河川占用料条例の一部改正

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例

横浜市河川占用料条例（平成12年3月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときはその全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとし、占用の水量が毎秒1リットル未満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎秒1リットルとして計算する。

別表中

200円	を	250円	に、
790円		970円	
2,500円		3,000円	

3,800円
5,100円
2,200円
3,500円
4,800円
220円
4,400円
92円
130円
200円
260円
400円
530円
920円
1,300円
2,600円
290円
990円
4,400円
4,400円

を

4,700円
6,300円
2,700円
4,400円
6,000円
270円
5,400円
110円
160円
240円
330円
490円
650円
1,100円
1,600円
3,300円
360円
1,200円
5,400円
5,400円

に改める。

13,200円	14,400円
3,720円	5,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市河川占用料条例（以下「旧条例」という。）別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市河川占用料条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前から引き続き河川法（昭和39年法律第167号）第23条又は第24条の許可を受けている占用に係る占用料（前項の規定によりなお従前の例によることとされた占用料を除く。）について、次の各号に該当する場合は、新条例別表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をそれぞれ平成30年度及び平成31年度における当該占用の種別ごとの占用料の額とする。
 - (1) 平成30年度に納付すべき占用料について占用の種別ごとに新条例第3条及び別表の規定により算出した占用料の金額（以下「改正後の額」という。）が旧条例第3条及び別表の規定により算出することとした場合の占用料の金額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる場合
調整後の額

- (2) 平成31年度に納付すべき占用料について改正後の額が調整後の額に1.2を乗じて得た額を超えることとなる場合 調整後の額に1.2を乗じて得た額

提 案 理 由

河川の土地占用料を改定する等のため、横浜市河川占用料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市河川占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（流水占用料等の算出方法）

第3条 流水占用料等の算出方法は、次に定めるところによる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは長さが
占用料の額を算出する基礎となる占用の面積が1平方メー
0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は
ルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数
その面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メー
があるときは1平方メートルとして、占用の長さが1メー
ル未満の端数があるときはその全面積若しくは全長又はその端
に満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数がある
数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとし、占用の
ときは1メートルとして、占用の水量が毎秒1リットルに満た
水量が毎秒1リットル未満であるとき、又はその水量に毎秒1
ないとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数がある
とリットル未満の端数があるときは毎秒1リットルとして計算す
る。
る。

別表（第2条第1項）

種 別		単 位	金 額
通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>250円</u> 200円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		<u>970円</u> 790円
(省 略)			(省 略)
電 柱	第 一 種 電 柱	1本につき1年	<u>3,000円</u> 2,500円
	第 二 種 電 柱		<u>4,700円</u> 3,800円
	第 三 種 電 柱		<u>6,300円</u> 5,100円

土 地 占用料	電 話 柱	第 一 種 電 話 柱		<u>2,700円</u> 2,200円	
		第 二 種 電 話 柱		<u>4,400円</u> 3,500円	
		第 三 種 電 話 柱		<u>6,000円</u> 4,800円	
	そ の 他 の 柱 類			<u>270円</u> 220円	
	送 電 塔		占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>5,400円</u> 4,400円	
	水管、ガス 管、引水管 、排水管、 ケーブルそ の他の埋設 し、又は架 設する物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年	<u>110円</u> 92円
		外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの			<u>160円</u> 130円
		外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの			<u>240円</u> 200円
		外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの			<u>330円</u> 260円
		外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの			<u>490円</u> 400円
外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		<u>650円</u> 530円			
外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		<u>1,100円</u> 920円			
外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの		<u>1,600円</u> 1,300円			
外径が1メートル以上のもの		<u>3,300円</u> 2,600円			
橋 り よ う	幅員が2.5メートル以下のもの			<u>360円</u> 290円	
	幅員が2.5メートルを超えるもの			<u>1,200円</u> 990円	
栈	橋		占有面積1平方 メートルにつき	<u>5,400円</u> 4,400円	

鉄道、軌道等の用に供するもの	1年	<u>5,400円</u> 4,400円
工事用施設及び工事用材料置場		<u>14,400円</u> 13,200円
その他のもの		<u>5,400円</u> 3,720円
(省 略)		

(備考省略)